

記載例①

退職者→普通徴収(未徴収税額を退職者が直接納入)の場合

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿 令和5年11月4日提出		所在地 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地	特別徴収義務者 指定番号 99999	宛名番号 123456-7			
フリガナ イバラキ ハナコ		フリガナ マルマルショウジ (カ)	担当 所属 経理課	氏名 小堤 次郎			
氏名又は名称 〇〇商事株式会社		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	電話 029-292-1111 内線 (999)				
給 与 所 得 者	フリガナ イバラキ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏名 茨城 花子 旧姓(千葉)						
	生年月日 昭和33年3月3日						
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4						
	受給者番号						
	1月1日現在の住所 茨城町大字駒場450番地						
異動後の住所	72,000 円	30,000 円	42,000 円	5 年 1 月 10 日 31 日	1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

退
指
定
番
号
は
市
町
村
ご
と
で
異
な
り
ま
す。

特
別
徴
収
税
額
通
知
書
の
「
摘
要
」
に
記
載
の
数
字
を
必
ず
記
入
し
て
く
だ
さ
い。

記
載
内
容
に
関
し
て
応
答
で
き
る
方
の
連
絡
先
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入)

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
(新しい特別徴収義務者) 特別徴収義務者 指定番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月から普通徴収に変更する場合
(ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分)
(ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	死亡退職の場合、相続人氏名、連絡先をご連絡ください。

【提出先】〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ